

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	30 関東 1 1						
【提出書類】	発行登録追補書類						
【提出先】	関東財務局長						
【提出日】	2018年11月22日						
【会社名】	株式会社大和証券グループ本社						
【英訳名】	Daiwa Securities Group Inc.						
【代表者の役職氏名】	執行役社長 中田 誠司						
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号						
【電話番号】	03(5555)1111						
【事務連絡者氏名】	資金部長 石川 介一						
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号						
【電話番号】	03(5555)1111						
【事務連絡者氏名】	資金部長 石川 介一						
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債						
【今回の募集金額】	<table> <tr> <td>第32回無担保社債(5年債) (グリーンボンド)</td> <td>10,000百万円</td> </tr> <tr> <td>第33回無担保社債(10年債)</td> <td>12,000百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>22,000百万円</td> </tr> </table>	第32回無担保社債(5年債) (グリーンボンド)	10,000百万円	第33回無担保社債(10年債)	12,000百万円	計	22,000百万円
第32回無担保社債(5年債) (グリーンボンド)	10,000百万円						
第33回無担保社債(10年債)	12,000百万円						
計	22,000百万円						

【発行登録書の内容】

提出日	2018年7月13日
効力発生日	2018年7月23日
有効期限	2020年7月22日
発行登録番号	30 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 500,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 500,000百万円

(500,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 実績合計額 + 償還総額 減額総額) 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】

銘柄	株式会社大和証券グループ本社 第32回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.230%
利払日	毎年5月29日および11月29日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、2019年5月29日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月29日および11月29日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記(注)10「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2023年11月29日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2023年11月29日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記(注)10「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2018年11月22日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2018年11月29日

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債(ただし、本社債と同時に発行する第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、下記に定義する担保付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために、担保提供(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。)を行う場合には、本社債のために担保付社債信託法にもとづき、同順位の担保権を設定する。なお、担保付切換条項とは、当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため担保提供を行う旨の特約、または当社が自らいつでも担保提供を行うことができる旨の特約をいう。</p> <p>2. 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社はただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> <p>3. 当社が合併により、被合併会社の担保付社債を承継する場合には、本欄第1項は適用されない。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担保付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当社はJCRからA+(シングルAプラス)の信用格付を2018年11月22日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

JCR:電話番号03-3544-7013

(2) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本社債について、当社はR&IからA(シングルAフラット)の信用格付を2018年11月22日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I:電話番号03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
本社債は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の規定にもとづき、社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき社債券を発行することができない。
3. 社債管理者の不設置
本社債は、会社法第702条ただし書きの要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。
4. 財務代理人ならびに発行代理人および支払代理人
 - (1) 当社は、株式会社みずほ銀行(以下「財務代理人」という。)との間に2018年11月22日付株式会社大和証券グループ本社第32回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)財務代理契約を締結し、本社債の発行代理人および支払代理人としての事務その他本社債に係わる事務を財務代理人に委託する。
 - (2) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係を有しない。
 - (3) 当社は、財務代理人を変更する場合には、本(注)6に定める方法によりこれを公告する。
5. 期限の利益喪失に関する特約
当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額について期限の利益を喪失する。
 - (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項または別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日を経過しても、これを履行または解消できないとき。
 - (2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
 - (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または償還期日が到来しても当該社債の要項に定める一定の期間内に弁済をすることができないとき。
 - (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (5) 当社が破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
 - (6) 当社が破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
6. 社債権者に通知する場合の公告
本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。なお、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
7. 社債要項の公示
当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
8. 社債要項の変更
 - (1) 本社債の社債要項に定める事項(ただし、本(注)4(1)に定める事項を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
 - (2) 前(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。
9. 社債権者集会
 - (1) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を開く旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項本文に定める書面を当社に提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
10. 元利金の支払
本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】**(1) 【社債の引受け】**

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	10,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
計		10,000	

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号八に掲げる社債券に該当し、金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社である大和証券株式会社は、当社の子法人等に該当する。大和証券株式会社は、当社が同社株式の100%を保有する連結子会社である。本社債の発行価格および利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定した。

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行社債(短期社債を除く。)(10年債)】

銘柄	株式会社大和証券グループ本社 第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金12,000,000,000円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金12,000,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.480%
利払日	毎年5月29日および11月29日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、2019年5月29日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月29日および11月29日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記(注)10「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2028年11月29日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2028年11月29日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記(注)10「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2018年11月22日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2018年11月29日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債(ただし、本社債と同時に発行する第32回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)を含み、下記に定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために、担保提供(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。)を行う場合には、本社債のために担保付社債信託法にもとづき、同順位の担保権を設定する。なお、担付切換条項とは、当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため担保提供を行う旨の特約、または当社が自らいつでも担保提供を行うことができる旨の特約をいう。</p> <p>2. 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社はただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> <p>3. 当社が合併により、被合併会社の担保付社債を承継する場合には、本欄第1項は適用されない。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当社はJCRからA+(シングルAプラス)の信用格付を2018年11月22日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

JCR: 電話番号03-3544-7013

(2) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本社債について、当社はR&IからA(シングルAフラット)の信用格付を2018年11月22日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することが出来ない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。

R&I: 電話番号03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の規定にもとづき、社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書きの要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人ならびに発行代理人および支払代理人

- (1) 当社は、株式会社三井住友銀行(以下「財務代理人」という。)との間に2018年11月22日付株式会社大和証券グループ本社第33回無担保社債(社債間限定同順位特約付)財務代理契約を締結し、本社債の発行代理人および支払代理人としての事務その他本社債に係る事務を財務代理人に委託する。
- (2) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係を有しない。
- (3) 当社は、財務代理人を変更する場合には、本(注)6に定める方法によりこれを公告する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項または別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日を経過しても、これを履行または解消できないとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または償還期日が到来しても当該社債の要項に定める一定の期間内に弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
- (6) 当社が破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

6. 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。なお、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定める事項(ただし、本(注)4(1)に定める事項を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 前(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会

- (1) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を開く旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項本文に定める書面を当社に提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的たる事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程その他の規則に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	12,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
計		12,000	

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号八に掲げる社債券に該当し、金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹会社である大和証券株式会社は、当社の子法人等に該当する。大和証券株式会社は、当社が同社株式の100%を保有する連結子会社である。本社債の発行価格および利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定した。

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
22,000	120	21,880

(注) 上記金額は、第32回無担保社債(グリーンボンド)および第33回無担保社債の合計金額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額21,880百万円のうち、第32回無担保社債(グリーンボンド)の差引手取概算額である9,945百万円については全額を2020年3月末までに当社又は連結子会社を通じた再生可能エネルギー発電プロジェクトへの投融资資金及びグリーンビルディングに係る設備資金に充当する予定であります。また、第33回無担保社債の差引手取概算額である11,935百万円については全額を2019年3月末までに連結子会社への融資資金に充当し、連結子会社はその資金を2019年3月末までにトレーディング資産の取得資金に充当する予定であります。なお、実際の充当期間までは、現金又は現金同等物にて管理いたします。

当社の重要な設備の新設、除却等の計画は、本発行登録追補書類提出日(2018年11月22日)現在(ただし、既支払額については2018年9月30日現在)、以下の通りとなっております。

新設等

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社	東京都千代田区	その他	常盤橋街区再開発プロジェクト	未定	28,008	自己資金及び社債発行資金	2017年度	2027年度

(注) 当社が所有する大和呉服橋ビル他の一体的な建替計画であります。投資予定金額の総額については、建築工事費等が未確定であるため、未定であります。本事業は共同事業であり、既支払額は当社持分に係る金額を記載したものです。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<株式会社大和証券グループ本社第32回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報>

グリーンボンドとしての適格性について

当社は、第32回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)について、グリーンボンド発行のために、「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」(注1)及び「グリーンボンドガイドライン2017年版」(注2)に則したグリーンボンドフレームワーク(以下「フレームワーク」という。)を策定しました。当該フレームワークは堅牢で、信頼性及び透明性が高く、グリーンボンド原則において環境改善効果を生み出すと認められている再生可能エネルギー及びグリーンビルディングに合致しているとのセカンドパーティ・オピニオンを、第三者評価機関であるサステナリティクスより取得しております。

(注1) グリーンボンド原則(Green Bond Principles)とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

(注2) グリーンボンドガイドライン2017年版とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表したガイドラインです。

フレームワークの概要

当社はグリーンボンド発行を目的として、「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」が定める4つの要件(調達資金の用途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング)に適合し、日本の「グリーンボンドガイドライン2017年版」に準拠したフレームワークを以下の通り策定しました。このフレームワークは、当社に帰属し、フレームワークの概要は以下の通りです。

調達資金の用途

グリーンボンドで調達された資金は、以下の適格クライテリアの一つ以上に該当するプロジェクトのファイナンスもしくはリファイナンス、又はその両方に充当する予定です。以下の適格クライテリアは、国際資本市場協会(ICMA)の「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」及び日本の「グリーンボンドガイドライン2017年版」によって定められています。

適格クライテリア

1 再生可能エネルギー

再生可能エネルギー発電プロジェクトに対し、大和エネルギー・インフラ株式会社を通じて実施する投融資であって、以下のクライテリアに適合するもの。

- ・再生可能エネルギー発電プロジェクト(関係会社が実施するプロジェクトを含む)の開発、建設、運営に関連する支出。適格プロジェクトは、太陽光発電、風力発電、地熱発電、水力発電(発電容量が20MWを超える大型のものを除く)、バイオマス発電(廃棄物由来のバイオマス資源)であること。
- ・リファイナンスの場合、グリーンボンド発行日から遡って24カ月以内に資金が充当されたプロジェクトであること。

充当の流れ

再生可能エネルギー発電プロジェクト1件ごとに特別目的会社を設立し、大和エネルギー・インフラ株式会社が各特別目的会社に投資又は融資を行います。資金の用途は、上記の再生可能エネルギー関連の支出に限られません。

2 グリーンビルディング

当社もしくは大和プロパティ株式会社又はその両方が実施するグリーンビルディングの建設や、既存の建造物をグリーンビルディングに転換するための改修に関わる支出。グリーンビルディングとは、以下のクライテリアに適合した建造物とします。

- ・グリーンボンドの発行日から遡って24カ月以内に、信頼できる第三者機関の認証において、上位3段階までの認証を取得している建築物、もしくは発行日以降に当該認証を取得すると見込まれる建築物、又はその両方に該当する建築物。

-DBJ Green Building認証(注1)の3つ星、4つ星、5つ星

-CASBEE(注2)のB+ランク、Aランク、Sランク

(注1) DBJ Green Building 認証制度とは、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)が独自に開発した総合スコアリングモデルを利用し、環境・社会への配慮がなされた不動産(Green Building)を対象に、5段階の評価ランク(1つ星～5つ星)に基づく認証をDBJが行うものです。

(注2) CASBEE(Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency /建築環境総合性能評価システム)不動産評価認証とは、建築物の環境性能を評価し格付けする手法で、省エネや省資源、リサイクル性能など環境負荷低減の側面に加え、景観への配慮なども含めた建築物の環境性能を総合的に評価するシステムです。

プロジェクトの評価及び選定プロセス

プロジェクト選定における適格及び除外クライテリアの適用

グリーンプロジェクトは、以下の手順で選出・決定します。

- 1) 当社の資金部が、候補プロジェクトを適格性クライテリアに従って評価・選出します。
- 2) 当社の経営企画部が、グリーンプロジェクトとして選出された候補プロジェクトが上記クライテリアに適合したプロジェクトであることを調査して確認します。経営企画部には、グループ会社の管理と企画を行うグループ戦略課、大和証券グループのSDGs(国際連合が定める持続可能な開発目標)及びCSR活動の計画と推進を行うSDGs推進室が含まれます。関係会社が実施するプロジェクトの場合、再生可能エネルギー発電プロジェクトについては大和エネルギー・インフラ株式会社、グリーンビルディングプロジェクトについては大和プロパティ株式会社も、それぞれ調査の上、適格性の評価を行います。
- 3) 最終決定は、選出された適格プロジェクトをもとに最高財務責任者(CFO)が行います。

環境目標

大和証券グループは環境理念及び環境基本方針を定めて行動の指針としています。また金融サービス企業としての事業を通じて環境問題の解決に取り組むことを表明しています。さらに、2018年2月に当社の代表執行役社長、中田誠司氏を委員長とするSDGs推進委員会を新設し、特に「金融」「テクノロジー」「地方」「ライフ」というテーマを中心に、SDGsの達成に向けて努力しています。また伝統的な証券ビジネスに加え、ハイブリッド型総合証券グループとして持続可能な環境に貢献する新たな事業の推進にも取り組んでいます。その一環として2018年7月には、「大和エネルギー・インフラ株式会社」を設立しました。設立の目的は、再生可能エネルギーへの投資を通じ、CO₂排出の削減と持続可能エネルギーの発展を推進することです。これらの取り組みにも見られるように、当社は再生可能エネルギー及びグリーンビルディングプロジェクトへの資金充当によって、同社の環境への取り組みが進展すると考えています。

環境リスク、社会的リスク低減のためのプロセス

再生可能エネルギープロジェクトについては、環境方針に基づくデューデリジェンスプロセスをグループ内に整備しており、それによって財務リスクと、環境リスクや社会的リスクなどの非財務リスクを評価し、プロジェクトの有効性を確認します。当社が環境リスクと社会的リスクのデューデリジェンスを実施し、その評価をもとに大和エネルギー・インフラ株式会社の投資委員会が投資の可否を最終決定します。またリスク管理、コンプライアンス、法務を担当する部門の代表者がプロジェクトの評価、リスク認識と防止策について議論します。本プロセスの一環として、当社は、1)各再生エネルギープロジェクトについて、投資先(発電事業者)が日本の再生可能エネルギーの固定価格買取制度や経済産業省資源エネルギー庁の定める事業計画策定ガイドラインなどの法令に沿って、投資予定施設の環境影響評価の実施をしていること、2)国内プロジェクトについては投資先が固定価格買取制度や日本の森林法などの法令、国外プロジェクトについては当該地域の関連法令を順守することを契約上で確認し明確にしています。さらに投資期間中は、大和エネルギー・インフラ株式会社のリスク管理チームが各プロジェクトをモニターします。同社では月に1回会合を開き、環境や社会の問題を含むリスク管理について話し合うほか、大規模なプロジェクトや問題のあるプロジェクトの場合、厳密な調査を行って問題点を特定し軽減すると共に対応策を策定します。グリーンビルディングプロジェクトについては、当社が独立した第三者機関が環境リスク及び社会的リスクを織り込んで評価する明確なグリーンビルディング認証(CASBEE及びDBJ Green Building認証)を参照したうえで、適格グリーンビルディングを選定します。

調達資金の管理

調達資金の管理と充当は、当社の資金部が行います。資金部は、資金を充当した子会社又は部署から四半期ごとに提出される報告をもとに、独立した台帳を用いて適格グリーンプロジェクトの予算と支出の実績を追跡します。未充当資金は適切に追跡できるよう、他の一般の口座とは別の口座に分離して預け入れます。また適格グリーンプロジェクトに充当した資金の実際の使用状況は、独立した台帳を用いて管理します。適格グリーンプロジェクトに充当予定の未充当資金については、その資金残高と同額を、現金もしくは現金同等物に一時的に投資します。

レポートニング

資金充当状況レポートニング及びインパクト・レポートニング

当社は資金の充当状況について、グリーンボンドの残存期間中、調達資金の全額が適格グリーンプロジェクトに充当されるまで、統合報告書又はウェブサイトにて年1回レポートニングを行います。また重要な変更があった際は、最新情報を提供します。

- ・資金充当状況レポートニングには、プロジェクト1件ごとに以下の情報を記載します。
- ・プロジェクトの詳細
- ・資金充当額(資金の用途が予想である場合、予想充当額)
- ・ファイナンスとリファイナンスの別
- ・未充当資金の金額、想定される支出時期、一時的な保有の方法

インパクト・レポートには、プロジェクト1件ごとに以下の指標を記載します。当社では、可能な場合は算出根拠も公表する計画です。

再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none">・ 適格グリーンプロジェクトによって削減されるCO₂排出量(理論値)・ 適格グリーンプロジェクトの発電量(出力規格に基づく理論値)
グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none">・ 建設中は、不動産認証申請の進捗状況・ 竣工後は、以下の環境影響指標<ul style="list-style-type: none">- エネルギー使用量(J/kl)- 用途別エネルギー使用量(%)- CO₂排出量(t)- 水使用量(m³)- 廃棄物発生量(kg)- リサイクル率(%)- 認証のレベル

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第81期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第82期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月3日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第82期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月9日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2018年11月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年7月2日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2018年11月22日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本発行登録追補書類提出日(2018年11月22日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社大和証券グループ本社 本店
(東京都千代田区丸の内一丁目9番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。